

日頃は一般財団法人化学研究評価機構(JCII)食品接触材料安全センターの事業活動をご支援、ご利用頂きありがとうございます。このメールは、センターメールマガジン会員に登録頂いた方に加え、JCII メールマガジン会員に登録頂いた方に送信しています。

食品接触材料安全センターメールマガジン No. 2 (2020年11月上旬号)を発行致しました。センターのホームページからダウンロードが可能です。

■食品接触材料安全センター運営の紹介

総務 WG 事業計画説明

総務 WGL 内田康一

総務 WG は、食品接触材料安全センターの運営・活動において、以下のような課題について協議し、具体的な企画や計画の策定を行っています。

①会員加入の推進

センターは新しい組織ですので、その活動やサービス内容、入会によるメリットを分かり易く説明し、入会して頂くための各種施策を企画して行きます。また、より魅力あるセンターにするための会員サービスの充実についても検討して行きます。

②会員サービスの企画

会員の皆様のために、以下のようなサービスを企画して行きます。

- ・厚生労働省など政府機関による施策、規制動向等の説明会開催
- ・その他、会員向け各種説明会、イベント等の開催
- ・法令解説、ガイダンス等の作成
- ・会員の意見・要望集約の仕組みづくり
- ・関係業界団体との連携強化、連絡会等の開催企画
- ・各種情報発信(広報 TF との連携)

③規程類等の検討、起草

センター運営に必要な規程類、秘密保持契約書等を起草し、整備して行きます。

④教育、人材育成の企画

食品接触材料(樹脂、添加剤、等)の安全性、衛生管理に必要な専門知識、法規制に関する基礎教育資料の作成、講習会等を企画し、人材育成を推進して行きます。

⑤海外政府機関、団体との交流企画

海外の食品接触材料関係の法規制動向、運用状況等の情報を入手するとともに、海外政府機関や業界団体関係者とのネットワークを構築して相互交流を深め、海外におけるサプライチェ

ーの円滑な流通を推進する施策を企画して行きます。
以上のような活動に積極的にご協力頂ける会員の方は、是非とも総務 WG にご参加下さい。

■食品接触材料の主要海外法制度概要紹介

欧州プラスチック規則 (PIM)

欧州が食品接触材料製品規制を最初に公表したのは 1976 年の指令 76/893/EEC である。ひとの健康保護と域内での材料製品の自由な流通を目的に制定された。この指令は現在枠組み規則と言われる規則 (EC) No 1935/2004 の原型となる。

この枠組み規則の下、特別法令としてプラスチックに焦点化した指令が次々と制定された。現在代表的規制として世界に普及したのがプラスチック規則 (PIM) と呼ばれる規則 (EU) No 10/2011 である。食品接触材料に溶出量規制が設定され、特定移行量制限 (SML) を遵守することとしている。この SML を中心に、なぜ欧州規制が世界に普及したかその理由をさぐってみよう。

化学物質のリスク評価における代表的毒性情報に耐容一日摂取量 (TDI) がある。欧州はこの TDI を用いつぎの式により SML を算出する：

$$\text{SML} [\text{mg}/\text{kg}\text{-Food}] = \text{TDI} [\text{mg}/\text{kg}\text{-bw}/\text{D}] \times 60 [\text{kg}\text{-bw}] \div 1 [\text{kg}\text{-Food}/\text{D}]$$

ここで 60 [kg-bw] は欧州成人の平均体重、1 [kg-Food/D] は、成人が 1 日平均 3kg 飲食する中、その 1/3 即ち食品 1kg 分がプラスチックに接触していると仮定し設定される。結果的に、ニュートラルな毒性情報 TDI に 60 を乗じるだけで簡単に規制値 SML を得ることができる。このシンプルなコンセプトが、欧州規制が世界に普及するきっかけとなった。

ところでつぎの話も興味深い。欧州全体の食品接触材料規制が作られるまで、加盟国それぞれが国内法をもっていた。当時、独、仏、英、蘭、伊などの国内法は全て添加量規制であった。欧州全体の制度設計を議論する中、各国は自国の制度を主張し続け話はまとまらなかった。それで欧州委員会は、それまでの国内法とは全く異なる毒性情報に基づく溶出量規制を導入し合意を形成した。この証言は当時欧州委員会 DG SANCO 事務局長だった Dr. L. Rossi から得たものである。

●この概要に対応する法制度の全文については、今後センターHP 会員のページで閲覧することができます。

■お知らせ

厚労省ポジティブリスト関連 HP を一部改訂

●2020年10月30日厚労省はHP「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度」を一部改訂しました。ご案内のように、ポジティブリスト（別表第1）の改正について、10月30日を期限として意見が募集されてきました。この期限を迎えたことから、到着した意見の内容を整理し、今後既存物質リストとしてHPに掲載する予定とされています。また、適宜意見提出者に連絡することも示唆しています。つぎのURLでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11487.html

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料のPL制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

－ JCIIの個人情報の取扱いに関しましては、JCIIホームページの“プライバシーに関する考え方”（<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>）をご覧ください。

－ 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info@jhpa.jp)

－ 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（発行）

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-11-9 イトーピア橋本ビル7階

Tel : 03-5823-5521 e-Mail : info_jcii@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>